

Q 週をまたいで休日を振り替えた場合、割増賃金を支払わなければならないそうですが、それでは代休と変わらないのでは？

A 振替休日に関して、「振り替えたことにより週の労働時間が1週間の法定労働時間を超えるときは、その超えた時間については時間外労働となる。」という解釈例規があります。

週をまたいで振り替えた場合、休日が労働日となった週の労働時間数が40時間を超えた時間数について時間外労働の割増賃金を支払わなければなりません。

したがって、週の労働時間数が40時間未満に設定されている週に労働日が振り替えられたときはメリットがあり、たとえば、祝祭日等があつて週32時間に設定されている週に労働日を振り替えれば、当該週の労働時間数は法定労働時間数に収まり、割増賃金の支払いは不要となります。

しかしながら、週5日勤務、1日8時間の場合で休日振替を行えば、40時間を超える8時間の時間外労働となって割増賃金の支払いが必要になりますので、振替を行わない場合と同じという結果になって、その意味ではメリットはないこととなります（ただし、週40時間に満たない週、たとえば、週37.5時間（1日7.5時間、5日勤務）の週に振替えれば5時間分（7.5時間×6日－40時間）の割増賃金の支払いで済みます。）。

割増賃金のみで見れば以上のとおりですが、労働時間を短縮していくということではメリットがあると思います。